

## 加東市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（10月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和7年11月25日

加東市監査委員 壱井 弘次  
加東市監査委員 田中 正紀  
加東市監査委員 神田 耕司

# 令和7年度定期監査（10月期）結果及び意見

## 総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年10月27日において令和7年度10月期（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）における、健康福祉部社会福祉課、福祉総務課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和7年度10月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

## 【社会福祉課】

### 1 監査の結果

社会福祉課は生活福祉係及び障害者福祉係で構成され、職員数は事務職員13人、フルタイム会計年度任用職員2人、パートタイム会計年度任用職員7人の合計22人で、うち事務職員1人を北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園に派遣している。

行旅死亡人取扱事務について、加東市内で死亡した身寄りのない者を墓地埋葬法に則り、市が火葬及び埋葬を行う事務であると説明があった。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業において、支給対象3,165世帯のうち、67世帯が未支給となったことについて、複数回通知を行ったが、帰国や転居等をした外国人世帯が多く、受付期限までに返答がなかったため、支給できなかったと説明があった。

自立支援医療費等給付事業において、前年度より予算額が大幅に増加した要因として、給付対象者1名が高額な手術を受けたことにより更生医療費の給付額が増加したことが挙げられると説明があった。

歳出予算執行状況表における償還金、利子及び割引料について、給付事業を実施した翌年度に実績に基づいた精算及び返還を行うため、当初予算では計上せず、補正予算により全額対応していると説明があった。

生活保護費の支給状況について、前年度より保護世帯数が増加しているが、支給額が減少している要因として、生活保護の種別ごとの支給率が前年度より減少したこと、医療費の請求額が確定していない対象者は含まれていないこと等が挙げられると説明があった。

生活困窮者自立相談支援事業において、30代～50代の相談件数が多い要因について、派遣会社を解雇になったケースや生活拠点を加東市に移したが、仕事を短期で退職したケースが多いことが挙げられると説明があった。

公共職業安定所と求人情報等を共有し、離職者の復帰等に向けて取り組んでいくと説明があった。

業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

## 2 意 見

給付事業を実施する際は、受給漏れ等が発生しないように、引き続き適切に事務を進められたい。

生活困窮に陥っている人を支援するため、幅広い支援事業を展開されていることを評価する。引き続き、生活困窮者の自立等に向けて積極的な支援に取り組まれたい。

## 【福祉総務課】

### 1 監査の結果

福祉総務課は福祉総務係及び児童福祉係で構成され、職員数は事務職員10人、フルタイム会計年度任用職員4人、パートタイム会計年度任用職員5人の合計19人で、うち事務職員1人を社会福祉協議会に派遣している。

災害時要配慮者支援事業において、避難行動要支援者名簿（同意・推定同意）に記載された要支援者約1,100人のうち約900人が、名簿に支援内容を記載することに同意している。このうち、個人の状況に応じた避難支援を実施するため、名簿登録者のうち、優先順位の高い方で同意があった人から個別避難計画の作成を進めており、令和7年度において、7人の計画を作成したと説明があった。

重層的支援体制整備事業における参加支援事業について、就労支援事業や福祉支援事業等で対応ができない人に対し、社会参加の場や居場所を確保できるように支援等を行う事業であることを確認した。

給付金・定額減税一体支援事業（定額減税不足額給付事業）について、令和7年3月の確定申告において本来給付すべき所要額と令和6年度に給付した調整給付額に差額が生じた対象者のうち、9月末時点で初回積極支給として約2,700人へ給付が完了したと説明があった。

DV対策支援事業（配偶者等暴力被害者相談）について、被害者から配偶者暴力相談支援センターに直接相談があるケースのほか、関係部署等からの情報提供等により相談につながるケースが多いと説明があった。

相談者実人数が9月末時点で前年度総数と同程度となった要因として、女性のための相談場所を変更したこと等が挙げられると説明があった。

令和7年12月の民生委員の改選に向けて、業務内容を分かりやすく記したパンフレットの作成等を行い、区長・自治会長が推薦を行う際の支援を行ったと説明があった。

業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

## 2 意見

重層的支援体制整備事業における参加支援事業について、既存の支援事業につながらない人を取り残さないようにすることが住みよいまちづくりにつながるため、引き続き事業の実施に努められたい。

定額減税不足額給付制度（不足額給付II）は、受給対象者を把握することが難しい制度のため、市から対象者に対し通知等が行えず、対象者の認識不足等により受給出来ない場合があることから、制度の見直しについて、国に対し働きかけいただきたい。

DV被害や児童虐待等を相談しやすい環境づくりに努められていることを評価する。これらの対策には早期の発見が重要であることから、引き続き関係機関と連携し、対応に努められたい。